

平成 21 年 3 月 25 日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鎌 田 富 久
(コード番号 4 8 1 3 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 社 長 室 長 松 本 順 一 朗
(T E L . 0 3 - 5 2 5 9 - 3 5 6 4)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 25 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更を行うことについて、平成 21 年 4 月 21 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことによる株券電子化移行に伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等、所要の変更を行うものであります(現行定款第 8 条並びに変更案第 8 条、第 13 条及び附則)。
- (2) 株券電子化による振替制度において端株が取扱いの対象とならないことから、これに関する規定を削除するものであります(変更案第 8 条及び第 9 条の端株に関する部分)。
- (3) 取締役会の組織を柔軟化し、より機動的な運営を行うことを可能とするため、役付取締役に関する規定を削除するものであります(変更案第 19 条)。
- (4) 上記(3)に伴い、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について所要の変更を行うものであります(変更案第 12 条及び第 20 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 4 月 21 日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 4 月 21 日(火曜日)

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 <u>株式及び端株</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (条文省略) (条文省略)</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式<u>及び端株</u>に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 ~ 第 12 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条 ~ 第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類</p>

現 行	変 更 案
<p>及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第 15 条 ~ 第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条 ~ 第 15 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 17 条 ~ 第 19 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条 ~ 第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 (条文省略) _ <u>取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 19 条 (現行どおり) (削 除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 前項の<u>取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 22 条 ~ 第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 ~ 第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 22 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

以 上